平成２７年（フ）第５３４４号
大阪府高槻市宮田町１―12―21―104、住民票上の住所静岡県浜松市中区葵東２丁目15番28―708号ナイステージ葵東
債務者　和久田淳一
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０２８号
大阪府豊中市末広町３―11―12、住民票上の住所大阪府豊中市末広町２丁目８番９号
債務者　今中寛久こと　**今中**　寛久
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０４９号
大阪府池田市八王寺１丁目２番17―204号
債務者　則**吉**　陽太
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１０８号
大阪市平野区喜連東３丁目３番29―606号
債務者　相良　正美
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１５１号
大阪市住吉区苅田２丁目８番20号　町田マンション　302号
債務者　宮川　　訓
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６７７号
大阪府吹田市佐竹台２丁目４番１―505号
債務者　田邊　孝子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７４７号
大阪府大東市新田西町６番34号　カスカード新田Ⅱ６―H
債務者　大原　由起
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７７６号
大阪市城東区関目２丁目11番８号　シャトレー306号、前住所大阪市平野区平野北１丁目３番20号　プランメゾン平野駅前302号
債務者　南　　洋子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７８４号
大阪市平野区長吉六反３丁目１番７―601号
債務者　吉川　安子
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９０２号
大阪市東淀川区瑞光４丁目11番32―319号
債務者　福田　宣明
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１６号
大阪市天王寺区堂ケ芝２丁目11番４―601号
債務者　竹山蓮子こと　成　　基蓮
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１７号
大阪市西淀川区歌島１丁目13番47号　グリーンパーク歌島703号室
債務者　黒木　浩喜
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１８号
大阪府八尾市東山本町１丁目17番５号富士マンションＢ―21号、前住所大阪府八尾市萱振町１丁目46番地の24
債務者　森　　章
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９１９号
大阪市西淀川区中島１丁目３番33号松栄マンション107号室
債務者　野村　喜一
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２号
新潟県長岡市宮栄３丁目５番20号　ラックスコート102号室
債務者　角谷　裕子
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
新潟県長岡市**蓮**潟２丁目10番１号　小林アパート２号室
債務者　山内　春美
1　決定年月日時　平成28年５月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４５５号
名古屋市中村区千原町10番25号　ハートヒルズ名駅北７Ｃ号
債務者　安田　団美（旧姓芝高）
1　決定年月日時　平成28年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部